

○財務省告示第三百四十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十五年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

輸出統計品目表第二九二九・一〇号中

「— | 100 — ト リ レンジイ ソ シアナート — | K G —」を
「— | 100 — ト ル エンジイ ソ シアナート (ト リ レンジイ ソ — | K G —」に
改める。

輸出統計品目表第三八二四・九〇号中

「— | 200 — 修 正 テ ー プ (交 換 用 の も の を 含 み、 小 売 用 に — | N O — | K G —」を
削る。

輸出統計品目表第三八二五・一〇号中

「 | | 110 | —— 第84.71項の機械のもの | N O | K G | 」を
削る。

輸出統計品目表第七二〇九・一八号中「限る」の下に「ものとし、ブリキ原板を除く」を加える。

輸出統計品目表第七三〇七・九一号を次のよう改める。

| 7307. 91 | 000 | —— フランジ

輸出統計品目表第八四七〇・五〇号を次のよう改める。

| 8470. 50 | 000 | —— 金錢登録機

輸出統計品目表第八五二八・一一号を次のよう改める。

| 8518. 21 | 000 | —— 単一型拡声器 (エンタロージャーに取り付け
たものに限る。)

輸出統計品目表第八五二七・一九号を次のよう改める。

| 8527. 19 | 000 | —— その他のもの

輸出統計品目表第九〇〇六・五三号を次のよう改める。

| 9006. 53 | 000 | —— その他のもの (幅が35ミリメートルのロール
フィルムを使用するものに限る。)

輸入統計品目表第一〇六・一九号中

「――食肉目
| 012 | --- フェレット
| 019 | --- その他のもの
「 | 010 | --- 食肉目

」にを

改める。

輸入統計品目表第〇一〇六・三九号を次のように改める。

| NO | KG |

輸入統計品目表第一九二九・一〇号中

「 | 010 | --- トリレンジイソシアナート
| 010 | --- トルエンジイソシアナート(トリレンジイソ
シアナート)

」に

改める。

輸入統計品目表第三八二四・九〇号中

「 | 991 | --- 小売用の容器入りにした修正液

| NO | KG |」を

削る。

輸入統計品目表第六一〇六・九〇号を次のように改める。

6106. 90

— その他の紡織用纖維製のもの

— ブラウス、シャツブラウス、オーブンシャツ
、ポロシャツその他これらに類するシャツ

010 — — — ししゅうしたもの、レースを使用したもの

及び模様編みの組織を有するもの

N O

K G

030 — — — その他のもの

N O

K G

020 — — その他のもの

N O

K G

輸入統詰品田表第八〇一〇・一〇〇円

「 | 020 — — 作用する部分に焼結した金属炭化物を使用し

K G

」 を

削る。

輸入統詰品田表第八四七一・七〇円

「 | 040 — — C D - R O M 装置

|

| N O

| 」 を

削る。

輸入統詰品田表第八五〇八・一九円を次のよう改める。

| 8508. 19 | 000 — — その他のもの

| N O

| K G

|

輸入統計品目表第八五二九・九〇号中

「 | 120 | --- プラズマ式のもの

| N O | K G | 」を

削る。

輸入統計品目表第九五〇三・〇〇号中

「 | 321 | --- 紡織用纖維の織物製のもの

| N O | K G

322 | --- 卑金属製のもの

| N O | K G

323 | --- プラスチック製のもの

| N O | K G

「 | 323 | --- プラスチック製のもの

| N O | K G

329 | --- その他のもの

| N O | K G

改める。